

振替決済口座管理に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面を十分お読みください。

○当行では、お客さまから有価証券等の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、当行規定及び法令諸規則等に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

振替決済口座に係るリスク

- ・振替決済口座で管理されるお客さまの有価証券等は、当行の固有財産と分別して管理されるため、当行が破綻等した場合においても、影響を受けることはありません。

手数料など諸費用について

- ・当行では、口座の開設および口座の管理等に関する費用はかかりません。

この契約は、クーリングオフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

振替決済口座管理に関する契約の概要

- ・当行では、お客さまから有価証券等の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、当行規定及び法令諸規則等に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。
- ・当行では、振替決済口座を設定していただいた上で、有価証券等の売買等の注文を受付けております。また、善良な管理者の注意をもって管理するため、振替決済口座等は、原則、お客さまお一人に対して、一口座とさせていただきます。

当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

当行は金融商品取引法第33条第2項各号に規定する行為（国債証券等、投資信託受益証券等の証券業務及び金融商品仲介業務、店頭デリバティブ取引等）を行います。

この契約の終了事由

当行の「証券取引約款集（投資信託・公共債）」に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客さまから解約のお申し出があった場合
- 計算期間が満了した時に口座残高がない場合
- お客さまが表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- お客さまが暴力団等に該当したことが判明した場合

当行の概要等（2020年4月1日現在）

商号等 株式会社十六銀行 登録金融機関 東海財務局長（登金）第7号
本店所在地 〒500-8516 岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
現在、加入している認定投資者保護団体はなく、対象事業者となっている認定投資者保護団体もありません。

苦情対応措置及び紛争解決措置

当行は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（電話番号：0120-64-5005）または、一般社団法人全国銀行協会（連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109または03-5252-3772）を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

資本金
主な事業
設立年月
連絡先

368億円
銀行業 登録金融機関業務

明治10年10月

当行取引店または下記にご連絡ください。

部署名：事務部 電話番号：058-265-2116

※受付時間は、月曜日～金曜日の9：00～17：00

資産運用相談ダイヤル 電話番号：0120-438-016

※受付時間は、月曜日～金曜日の9：00～17：00

※土日、祝・休日の10：00～17：00

（12/31～1/3 および 12/31～1/3 に接する土・日を除く）